

事務連絡
令和7年1月14日

長野国有林森林整備協会
名古屋造林素材生産事業協会
(一社)長野林業土木協会
(一社)名古屋林業土木協会
(一社)林道安全協会中部支所
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業体等の重大災害の発生について

令和6年11月20日に木曾森林管理署南木曾支署管内の造林請負事業箇所において発生した重大災害について、その概要が別添1のとおり林野庁業務課長から送付されました。

この災害については、かかり木を外そうとかかられている木を伐倒しようと受け口を入れたところ、受け口部分から折れ、かかり木となっていた木が被災者の腰部に落下し、被災したと推定されるものです。

本災害は、かかり木が発生したにもかかわらず、速やかにかかり木の処理が行われなかったこと、かかられている木を伐倒することによりかかり木処理が行われようとしたことなど、安全作業に係る基本的事項が遵守されておらず、請負事業体等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される状況となっています。

つきましては、本件のような災害を防止するため、傘下会員に対して、このたびの災害概要を周知するとともに、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

(担当:企画官(間伐推進担当) TEL050-3160-6569)

事務連絡

令和 7 年 1 月 10 日

各森林管理局

森林整備部長 殿

(請負事業体等労働安全衛生担当扱い)

林野庁業務課長

請負事業体等の重大災害の発生について

令和 6 年 11 月 20 日、中部森林管理局管内の造林請負事業において発生した重大災害の概要を別添のとおり送付する。

今回の災害は、被災者が前日にナラを伐倒したところヒノキ A に当たり、ヒノキ A が幹折れして、折れた部分が空中にある状態でコシアブラとヒノキ B にかかり木となっていた。被災者は、かかられた木を伐倒してかかり木を外そうとコシアブラに受け口を入れたところ、受け口部分からコシアブラが折れ、コシアブラとヒノキ B から外れた幹折れしたヒノキ A の上部が被災者の腰部に落下して受災したと推定されるものである。

本災害は、かかり木が発生したにもかかわらず、速やかにかかり木の処理が行われなかったこと、かかっている木を伐倒することによりかかり木処理が行われようとしたことにより受災したものと推察され、安全作業に係る基本的事項が遵守されておらず、請負事業体等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される状況となっている。

このため、各森林管理局署等においては、あらゆる機会をとらえて、請負事業体、立木販売の契約者、樹木採取権者に対し、別紙関連法令等を踏まえ、契約約款や仕様書等に基づき、下記を中心とした安全作業に係る基本的事項について改めて周知徹底し、類似災害の防止に努めるよう注意喚起するとともに、労働基準監督署との緊密な連絡協調を図り、各署等の実態に応じて適切な指導を行われたい。併せて、事業者への注意喚起事項が現場作業員まで周知・徹底されるよう要請されたい。

なお、伐木等作業を行う場合には、朝礼等の安全衛生に関する打合せを活用し、作業計画の内容や緊急時における作業相互の連絡方法について確認を行うなど、安全確保に一層努めるよう要請されたい。

また、関係職員等に対し、本件災害概要等について周知を図られたい。

なお、これらの対応とともに、「請負事業体等の労働災害防止対策の推進について」(令和 6 年 4 月 25 日付け林野庁業務課長事務連絡)に基づく現場巡視等を適切に実施されたい。

記

- 1 事業者は、伐木の作業を行う場合において、既にかかり木が生じている場合又はかかり木が生じた場合は、速やかに当該かかり木を処理させること。

ただし、速やかに、かつ、確実にかかり木を処理することが困難で、かかり木をやむを得ず一時的に放置する場合には、当該かかり木による危険が生ずるおそれがある場所に当該かかり木の処理の作業に従事する作業員以外の者が近づかないよう、標識の掲示、テープを回すこと等の立入禁止の措置を講じさせること。

(安衛則第478条、林災防規程第70条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

- 2 事業者は、作業員にかかり木の処理を行わせる場合は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかられている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させないこと。

(安衛則第478条、林災防規程第70条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

- 3 事業者は、機械器具等について、次のアからウまでに掲げる場合に応じて使用させ、安全な作業方法により処理させること。

ア 車両系木材伐出機械（伐木等機械、走行集材機械及び架線集材機械（機械集材装置又は簡易架線集材装置の集材機として用いている場合を除く））、機械集材装置、簡易架線集材装置等を使用できる場合には、原則として、これらを使用して、当該かかり木を外すこと。

イ 当該かかり木の胸高直径が20cm以上である場合又はかかり木が容易に外れないことが予想される場合は、けん引具等を使用し、当該かかり木を外すこと。

ウ 当該かかり木の胸高直径が20cm未満であって、かつ、当該かかり木が容易に外れることが予想される場合は、木回し、フェリングレバー、ターニングストラップ、ロープ等を使用して、かかり木を外すこと。

(林災防規程第70条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）抜粋

（事業者等の責務）

第三条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

2 （略）

3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

第四条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条 （略）

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 （略）

第二十二条～第二十三条 （略）

第二十四条 事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二十五条 事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の二 （略）

第二十六条 労働者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

(伐木作業における危険の防止)

第四百七十七条 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

- 一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。
 - 二 かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。
 - 三 伐倒しようとする立木の胸高直径が二十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること。
- 2 立木を伐倒しようとする労働者は、前項各号に掲げる事項を行わなければならない。

(かかり木の処理の作業における危険の防止)

第四百七十八条 事業者は、伐木の作業を行う場合において、既にかかり木が生じている場合又はかかり木が生じた場合は、速やかに当該かかり木を処理しなければならない。ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずる箇所において、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を縄張、標識の設置等の措置によつて明示した後、遅滞なく、処理することをもつて足りる。

- 2 事業者は、前項の規定に基づき労働者にかかり木の処理を行わせる場合は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかられている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させてはならない。
- 3 第一項の処理の作業に従事する労働者は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかられている立木を伐倒し、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒してはならない。

(立入禁止)

第四百八十一条 事業者は、造林、伐木、かかり木の処理、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）を行つている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。

- 2 事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の労働者を立ち入らせてはならない。
- 3 事業者は、かかり木の処理の作業を行う場合は、かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

（作業計画）

第50条 会員は、チェーンソーを用いて伐木造材作業を行う場合には、第48条の調査結果及び前条のリスクアセスメントの結果に適合し、かつ、次の各号に掲げる事項を含む作業計画を定め、当該作業計画に基づき作業を行わなければならない。

(1) (略)

(2) 作業の方法(チェーンソー又は車両系木材伐出機械の使用の有無を含む。)、伐倒の方法、伐倒の順序、かかり木処理の作業方法及び困難木の伐倒方法

(3) 作業の安全対策として、退避場所の設定標示、立入禁止の設定標示、伐倒木、玉切材、枯損木等の転落又は滑動を防止するための措置及びその他安全対策

(4)～(7) (略)

2 会員は、前項の作業計画を定めたときは、当該作業計画を関係作業者に周知しなければならない。

（作業計画に基づく実施）

第69条 会員は、第50条第1項第2号において、かかり木処理の作業方法を作業計画に定めたときは、当該作業計画に定めた機械器具等を用意して、作業現場に配置しなければならない。

2 会員は、かかり木が発生したときは、速やかに当該作業計画に定めた作業方法でかかり木処理を行わなければならない。

3 会員は、当該作業計画に定めたかかり木処理の作業方法では十分な安全を確保できないときは、作業指揮者の指示の下、その他の安全な方法により対処しなければならない。ただし、それが困難な場合には、第70条第1項第1号オの措置を講じなければならない。

（かかり木の処理における安全な作業の徹底）

第70条 会員は、既にかかり木が生じている場合又はかかり木が生じた場合には、作業者に当該かかり木を速やかに処理させるとともに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該かかり木の処理の作業について安全な作業をさせるため次のアからオまでの事項を行わせること。

ア 当該かかり木の径級、状況、作業場所及び周囲の地形等の状況を確認すること。

イ 当該かかり木が生じた後速やかに、当該かかり木により危険を生ずるおそれのある場所から安全に退避できる退避場所を選定すること。

ウ 当該かかり木の処理の作業の開始前又は開始後において、当該かかり木がはずれ始め、作業者に危険が生ずるおそれがある場合、イで選定した退避場所に作業者を退避させること。

エ かかり木が生じた後、やむを得ず当該かかり木を一時的に放置する場合を除き、当該かかり木の処理の作業を終えるまでの間、当該かかり木の状況について常に注意を払うこと。

オ 速やかに、かつ、確実にかかり木を処理することが困難で、かかり木をやむを得ず一時的に放置する場合には、当該かかり木による危険が生ずるおそれがある場所に当該かかり木の処理の作業に従事する作業員以外の作業員等が近づかないよう、標識の掲示、テープを回すこと等の立入禁止の措置を講じさせること。

- (2) 作業は、できるだけ2人以上の組となるように調整すること。
- (3) 機械器具等は、次のアからウまでに掲げる場合に応じて使用し、安全な作業方法により処理すること。

ア 車両系木材伐出機械（伐木等機械、走行集材機械及び架線集材機械（機械集材装置又は簡易架線集材装置の集材機として用いている場合を除く。）をいう。以下同じ。）、機械集材装置、簡易架線集材装置等を使用できる場合には、原則として、これらを使用して、当該かかり木を外すこと。

イ 当該かかり木の胸高直径が20センチメートル以上である場合又はかかり木が容易に外れないことが予想される場合は、けん引具等を使用し、当該かかり木を外すこと。

ウ 当該かかり木の胸高直径が20センチメートル未満であって、かつ、当該かかり木が容易に外れることが予想される場合は、木回し、フェリングレバー、ターニングストラップ、ロープ等を使用して、かかり木を外すこと。

- 2 作業者はかかり木の処理について、次のアからオまでに掲げる事項を行ってはならない。

ア かかられている木を伐倒することにより、かかり木全体を倒すこと。

イ 他の立木を伐倒し、かかり木に激突させることにより、かかり木を外すこと。

ウ かかり木を元玉切りし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。

エ かかり木を肩に担ぎ、移動すること等により、かかり木を外すこと。

オ かかられている木に上り、かかり木又はかかられている木の枝条を切り落とすこと等により、かかり木を外すこと。

（退避場所の選定）

第62条 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、あらかじめ、退避場所を選定させ、かつ、伐倒の際に迅速に退避させなければならない。

- 2 会員は、前項の退避場所は、伐倒方向の反対側で、伐倒木から十分な距離があり、かつ、立木の陰等の安全なところでなければならない。ただし、上方向に伐倒する場合、その他やむを得ない場合は、退避場所を伐倒方向の横方向とすることができる。

（退避路の整理）

第63条 会員は、前条の退避場所に通ずる退避路について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1) 枝条、ささ等で退避の際に危害を及ぼすおそれがあるものを取り除くこと。

(2) 積雪がある場合には、雪を十分踏み固め、退避が円滑にできるようにすること。

（困難木の定義）

第72条 困難木とは次のいずれかの状態にあるものをいう。

(1) 偏心木又は二又木

(2) 枝がらみの木又はつるがらみの木

(3) 裂け易い木

(4) あばれ木又は腐朽木若しくは空洞木

- (5) 被害木（転倒木、折損木、欠頂木）
- (6) 急傾斜地にある立木等の伐木作業が困難な木
- (7) 伐木作業を行うとき、けん引具、胴ベルト（U字つり）、移動式クレーン等、別途装備等の用意が必要な木

（被害木の処理）

第79条 会員は、第72条第5号の被害木の処理をする場合には、作業者に次の措置を講じさせなければならない。

- (1) 曲がっている木の切り離しは、曲がりの内側から切れ目を入れ、次に外側から鋸断する。
- (2) 跳ね返りのおそれのある場合は、跳ね返りに備えて、退避路を事前に確保しておく。
- (3) 転倒木で根株が起きている木の切り離しに当たっては、根株の転動を見極め、それに応じた措置を講じた上で、作業を行う。
- (4) 折損木又は欠頂木は、それぞれの状態に応じて注意深く、次に掲げる方法により伐倒する。
 - ア 折損木は、木材グラップル機のグラップル又は搭載されているウインチのワイヤロープ等で折れた部分を引き落とし、欠頂木として処理する。
 - イ 欠頂木は、重心が幹の中心部にあって、枝がないため、重心線の移動が行いにくいことから、受け口を大きく作り、必ずくさびを使用して伐倒する。
- (5) 重なって倒れている転倒木は、切り離した材をウインチ等で順次引き出しながら作業を行う。

（指示を要する伐木）

第80条 会員は、第72条に定める困難木を伐倒する業務のうち、次の各号に掲げる業務に就かせる場合には、安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者のうちから技能を選考のうえ、会員が指名した者に、伐倒による危害を防止するための必要な事項を指示させなければならない。

- (1)～(3) （略）
- (4) 被害木（転倒木、折損木、欠頂木）の伐木の業務
- (5) （略）

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成27年12月7日
付け基発1207第3号）抜粋

6 作業計画等

(1) 調査及び記録

事業者は、伐木等作業を行う場合、伐木等作業を行う範囲を対象に、チェーンソーを用いて伐木の作業を行う場合には表1、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には表2に示す事項を含め調査し、その結果を記録すること。

なお、当該調査及び記録には、別添1に示す作業計画の標準的な様式を活用することが可能であること。また、伐木等作業、車両系木材伐出機械を用いる作業等の調査及び記録をとりまとめ、一の様式にすることは可能であること。

表1 チェーンソーを用いて伐木の作業を行うための調査に含める事項

① 地形の状況（平地であるか、傾斜であるか（傾斜の緩急、斜面の向き（北向き、南向き等））等を含む。）
② 地質・水はけの状況（岩石地であるか、崩壊地であるか、転石又は浮き石の量及び水はけを含む。）
③ 埋設物・架空線近接の状況
④ 伐倒対象の立木の状況（伐倒の対象となる立木の樹種・樹齢、胸高直径・樹高の状況、立木の大きさのばらつき及び立木の密度を含む。）
⑤ つるがらみ・枝がらみの状況
⑥ 枯損木・風倒木の状況
⑦ 下層植生の状況（かん木・草本の粗密を含む。）
⑧ 緊急車両の走行経路
⑨ 携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲

表2～(2) (略)

(3) 作業計画

ア 事業者は、伐木等作業を行う場合には、あらかじめ、上記(1)を踏まえ、チェーンソーを用いて伐木の作業を行う場合には表3、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には表4に示す事項を含む作業計画を定めること。なお、作業計画の標準的な様式は、別添1であること。

上記の作業計画は、現場の実態等を踏まえ、伐木等作業に加え、車両系木材伐出機械その他の作業を行うために定める作業計画と合わせて、一の様式とすることも可能であること。

なお、上記(2)に基づく、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置については、上記の作業計画を定める場合にも活用できること。

イ 事業者は、上記アにより定めた作業計画に基づき伐木等作業を行うこと。

ウ 上記アにより定めた作業計画について、事業者は労働者に確実に周知を行うこと。なお、例えば、伐木等作業を開始する前に、朝礼等の安全衛生に関する打合せを活用し、作業計画の説明を行う等の方法があること。

表3 チェーンソーを用いて伐木の作業を行うために定める作業計画に含める事項

1	作業地の概況
①	作業を行う場所
②	地形の状況
③	地質・水はけの状況
④	埋設物・架空線近接の状況
⑤	緊急車両の走行経路、緊急連絡先
⑥	携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲
2	作業の方法等
①	作業の方法（チェーンソー・車両系木材伐出機械の使用の有無を含む。）
②	伐倒の方法
③	伐倒の順序
④	かかり木処理の作業方法
3	作業の安全対策
①	伐倒作業における退避場所の設定標示
②	伐木作業における立入禁止の設定標示
③	伐倒作業における合図の方法
④	伐倒木、玉切材、枯損木等の転落又は滑動を防止するための措置
⑤	その他安全対策

表4～(5) (略)

7 チェーンソーを用いて行う伐木の作業

(1)～(4) (略)

(5) かかり木の処理

かかり木の処理の作業を行う場合には、別添2に示した方法により、安全に処理すること。

(別添2)

かかり木の処理の作業における安全の確保に関する事項

1 基本的な考え方

かかり木の処理の作業は、危険を伴う作業であるため、作業を行う場所において安全の確保に関する調査を行い、その結果を踏まえ作業計画を定め、的確に、かかり木の処理の作業を行うことが必要である。

このため、かかり木の処理の作業における労働災害を防止するためには、次の①から④に示す措置の確実な実施が必要であり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号。以下「ガイドライン」という。）においては、このような措置を講ずる上で必要となる具体的な事項を中心に示すものである。

る具体的な事項を中心に示すものである。

① ガイドラインの6の(1)を踏まえ、かかり木に係る事項についても調査及び記録を行い、かかり木の処理の作業の方法及び順序等について、ガイドラインの6の(3)に基づく作業計画を定めること。

- ② 適切な機械器具等の使用、労働者の確実な退避等安全な作業を徹底すること。
- ③ かかり木を一時的に放置せざるを得ない場合における講ずべき措置を徹底すること。
- ④ かかり木の処理の作業における禁止事項を徹底すること。

なお、かかり木の処理の作業については、速やかな処理を急ぐばかりに労働者が単独で、かかり木処理の作業における禁止事項等を行うなどの危険な作業を行うことがないように徹底することはもとより、2人以上の労働者でかかり木の処理の作業を行うことなどにより、安全に作業を行うことを優先することとする。

2 具体的な措置

(1) かかり木に係る調査及び記録

ア 調査及び記録、作業計画

ガイドラインの6の(1)の表1又は別添1中の④伐倒対象の立木の状況(伐倒の対象となる立木の樹種・樹齢、胸高直径・樹高の状況、立木の大きさのばらつき及び立木の密度を含む。)、⑤つるがらみ・枝がらみの状況及び⑥枯損木・風倒木の状況に基づき、調査をし、その結果を記録すること。

上記の結果を踏まえ、ガイドラインの6の(3)のアの表3の2の④又は別添1の⑩に示すかかり木の処理の作業の方法に係る作業計画を定める場合には、かかり木の処理に使用する機械器具等を含めること。

イ 必要な機械器具等の使用

上記アで定められた機械器具等を、作業現場に配置又は携行し、使用すること。

(2) 安全な作業の徹底

ア 確実な退避の実施等

(ア) 退避場所の選定等

かかり木の発生後速やかに、当該かかり木の場所から安全に退避できる退避場所を選定すること。

(イ) かかり木の状況の監視等

かかり木が発生した後、当該かかり木を一時的に放置する場合を除き、当該かかり木の処理の作業を終えるまでの間、かかり木の状況について常に注意を払うこと。

(ウ) 確実な退避の実施

かかり木の処理の作業を開始した後、当該かかり木がはずれ始めたときには、上記(ア)で選定した退避場所に労働者を速やかに退避させるようにすること。

また、かかり木の処理の作業を開始する前において、当該かかり木により労働者に危険が生ずるおそれがある場合についても、同様に退避させるようにすること。

イ かかり木の速やかな処理

労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第478条第1項に基づき、かかり木が発生した場合には、当該かかり木を速やかに、確実に処理するようにすること。

ただし、同項に基づき、速やかに、確実に処理することが困難である場合については、下記(3)に掲げる措置を的確に講ずること。

ウ 適切な機械器具等の使用

車両系木材伐出機械、機械集材装置及び簡易架線集材装置（以下「車両系木材伐出機械等」という。）の使用の可否の別、かかっている木の径級、かかり木の状況により、次により機械器具等を使用すること。

(ア) 車両系木材伐出機械等を使用できる場合

車両系木材伐出機械等を使用できる場合においては、車両系木材伐出機械等を使用して、かかり木をはずすようにすること。

また、車両系木材伐出機械等を使用する場合には、ガイドブロックを用い、安全な方向に引き倒すようにするとともに、急なウインチの操作、走行、ワイヤロープの巻取り等を行わないようにすること。

(イ) 上記（ア）以外の場合

① かかっている木の胸高直径が20センチメートル以上である場合又はかかり木が容易に外れないことが予想される場合

けん引具等を使用して、かかり木をはずすようにすること。

また、けん引具等を使用する場合には、ガイドブロック等を用い、安全な方向に引き倒すようにするとともに、かかっている木の樹幹にワイヤロープを数回巻き付け、けん引具等によりけん引したときに、かかっている木が回転するようにすること。

② かかっている木の胸高直径が20センチメートル未満であって、かつ、かかり木が容易にはずれることが予想される場合

木回し、フェリングレバー、ターニングストラップ、ロープ等を使用して、かかり木をはずすようにすること。

また、木回し、フェリングレバー、ターニングストラップ等を使用する場合には、かかっている木が安全な方向にはずれるように回転させるようにすること。

さらに、ロープを使用する場合には、必要に応じてガイドブロック等を用い、かかっている木を安全な方向に引き倒すようにすること。

エ かかり木の処理の作業における禁止事項の遵守

かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行ってはならないこと。

なお、下記（ア）及び（イ）については、安衛則第478条第2項により禁止されるものであること。なお、同条に定める措置を履行しないことは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第119条第1号（第21条第1項に係る部分に限る。）の規定に違反するものであること。また、下記（ウ）から（オ）までについても、かかり木の処理の作業を安全に行うものであるとは言い難いことから、実施しないよう確実に指導すること。さらに、事業者は、伐木等作業に従事する経験年数が短い労働者に対して、かかり木の処理の作業における禁止事項の遵守を徹底するように確実に指導すること。

(ア) かかられている木の伐倒

かかられている木を伐倒することにより、かかり木全体を倒すこと。なお、かかられている立木を伐倒する場合、かかり木の処理の作業を行う労働者には、かかられている木又はかかっている木に激突される等の危険があること。

(イ) かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒（浴びせ倒し）

他の立木を伐倒し、かかり木に激突させることにより、かかり木を外すこと。なお、かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒する場合、かかり木の処理の作業を行う労働者には、かかり木に接触した伐倒木が予期せぬ方向に倒れる等により、伐倒した立木に激突される等の危険があること。

(ウ) かかっている木の元玉切り

かかっている木について、かかった状態のまま元玉切りをし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。なお、かかっている木を元玉切りする場合、かかり木の処理の作業を行う労働者には、かかっている木が転落又は滑動する等の危険があること。

(エ) かかっている木の肩担ぎ

かかっている木を肩に担ぎ、移動すること等により、かかり木を外すこと。なお、かかっている木の肩担ぎをする場合、かかり木の処理の作業を行う労働者にかかっている木の重量が負荷されることにより、当該労働者が転倒する危険、かかっている木が転落又は滑動する等の危険があること。

(オ) かかり木の枝切り

かかられている木に上り、かかっている木又はかかられている木の枝条を切り落とすこと等により、かかり木を外すこと。なお、かかり木の処理の作業を行う労働者が、かかられている立木に上り、かかっている木又はかかられている木の枝条を切り落とす場合、かかっている木が外れる反動等により、当該労働者には転落する等の危険があること。

(3) かかり木を一時的に放置せざるを得ない場合の措置の徹底

かかり木をやむを得ず一時的に放置する場合については、当該かかり木による危険が生ずるおそれがある場所に労働者等が誤って近付かないよう、安衛則第478条第1項に基づき、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を縄張、標識の設置等によって明示すること。

令和 6 年度

国有林野事業の実行に係わる
請負事業体等の重大災害報告
(概況)

<林 野 庁 集 計>

令和6年12月9日現在

区 分	生 産	造 林	林 道	治 山	その他	立 販	樹木採取権	計
本 年 度 累 計	2					3		5
前年度同期累計	3			1				4
前 年 度 計	3			1				4

注1：森林整備事業の活用型や誘導伐に関連する災害は生産事業に分類している。

注2：法令上の労働災害に該当しない場合（被災者が事業主である等）については計上していない。

1 森林管理局・署等名	中部森林管理局 木曾森林管理署 南木曾支署
2 事業の種類	造林事業請負（森林環境保全整備事業・育成受光伐ほか）
3 災害発生日時等	令和6年11月20日（水）9時20分頃から9時45分頃発生（推定） （死亡：令和6年12月2日（月）13時39分 死因：急性脳腫脹 ^{のうしゅちよう} ）
4 災害発生場所	長野県木曾郡南木曾町 ^{かきぞれ} 柿其国有林78林班い小班
5 契約相手方	長野県木曾郡南木曾町読書戸場2435 有限会社ヤマカ木材 代表取締役 勝野 智明
6 事業実行事業体	同上
7 被災者年齢等	年齢：60歳（経験年数：6年7ヶ月） 性別：男 雇用区分：常雇 社会保険等加入状況：労、退、健、厚、雇
8 従事作業	伐倒作業
9 災害の概況	<p>当日、被災者は同僚5名と事業箇所に入り、一班3名体制で架線集材作業を行っていた。</p> <p>被災者は、同僚A（現場代理人）及び同僚Bと架線集材準備作業に従事し、他の同僚3名は離れた箇所で架線集材作業に従事していた。</p> <p>被災者は、同僚Aから作業指示を受け、8時50分頃から林道下の架線集材支障木の伐倒作業に従事し、同僚Aと同僚Bは林道上で重機等による架線集材準備作業に従事していた。</p> <p>9時50分頃、同僚Aが架線資材を取りにタワーヤードに向かったところ、被災者に指示した支障木の伐採が全く進んでいなかった。さらに、チェーンソー作業による音が聞こえずにチェーンソーのアイドリング状態の音が聞こえたことから、同僚Aは不審に思い、被災者に無線で呼びかけたが応答はなかった。そのため、被災者の位置を林道上から確認し被災者のもとに駆</p>

けつけたところ、幹折れしたヒノキAの元口付近に腰を押さえつけられ、正座し屈みこんだ状態で動かない被災者を発見した（発見時、被災者の意識はあった）。

9時55分頃、同僚Aは、その場にあった被災者のチェーンソーで幹折れしたヒノキAを元口から70cm程度の位置で玉切って救助を行い、無線で会社へ災害発生の報告とドクターヘリの要請を依頼した。連絡を受けた社員は、木曽消防署へ救急要請を行った（ドクターヘリも要請したが天候不良のため出動できなかった）。また、同僚Aは、被災者の衣服が現場付近の枯れ枝に引っかかり、被災者の首が絞めつけられていたため鉋で被災者の衣服を切断した。

11時00分頃、救急隊が現地に到着し、11時20分頃、レスキュー隊が現地に到着した。

12時08分、被災者を救出し、救急車で長野県立木曽病院（木曽町）へ搬送した（搬送時、被災者の意識はなかった）。

13時30分頃、長野県立木曽病院に到着し、検査の結果、脳内出血が見つかったため、14時30分頃、伊那中央病院（伊那市）へ搬送した（検査の結果、被災者の脳内出血は外傷性ではないとの説明があった）。

15時30分頃、伊那中央病院に到着し、緊急手術を受け、集中治療室（ICU）での経過観察となった（被災者の意識はない状態）。

11月25日（月）、被災者はICUから一般病棟へ移った（依然意識なし）。

12月2日（月）、12時00分頃に容体が急変し、13時39分に死亡が確認された。

なお、被災状況については、現地状況や契約相手方からの聞き取り等により推定し、次のとおり取りまとめた。

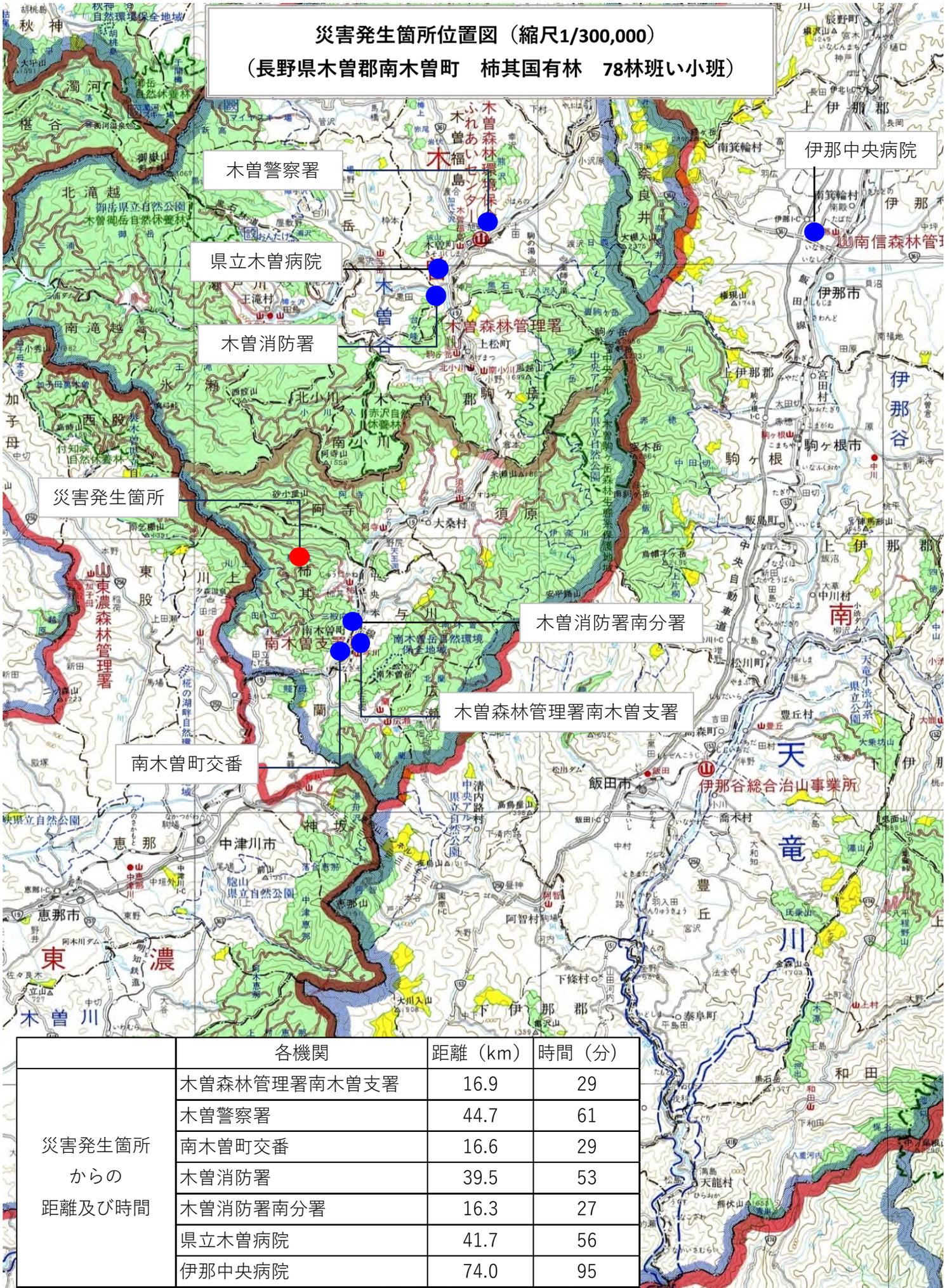
災害発生日の前日（11月19日（火））の作業終了直前、被災者が架線支障木のナラ（胸高直径36cm、樹高18m）を伐倒したところ、ナラは隣接していたヒノキA（クマ剥ぎ被害木、胸高直径30cm、樹高18m）に当たり、その衝撃でヒノキAは高さ2mの箇所で幹折れした。その結果、幹折れしたヒノキAの上部（元口28cm、長さ16m）は、コシアブラ（胸高直径24cm、樹高15m）とヒノキB（胸高直径10cm、樹高9m）に対してかかり木状態となった。

下山時、被災者は同僚Aに対し「ナラの重量が架線の能力に対して重いため、枝の処理が必要である」と伝えたが、同僚Aは、「ナラはそのままの状態でも集材可能であり、架線で態勢を変えることで安全に枝払いも可能である」と被災者に説明し、「架線が完成するまでナラをそのままの状態置いておく」ことを指示した。このとき被災者は、かかり木となっていた幹折れしたヒノキA（上部）について同僚Aに伝えておらず、同僚Aはかかり木の存在を把握できていなかった。

当日、被災者は、8時50分頃に入山し、9時20分頃までに前日に伐倒したナラの枝を払った後、幹折れしたヒノキA（上部）の処理を行おうとコシアブラを伐倒しようとした。コシアブラに受け口を入れたところ、コシアブラが受け口部分から折れはじめ、被災者は退避したものの、コシアブラとヒノキBから外れた幹折れしたヒノキA（上部）が被災者の腰部に落下して被災したと推定される。

10 その他

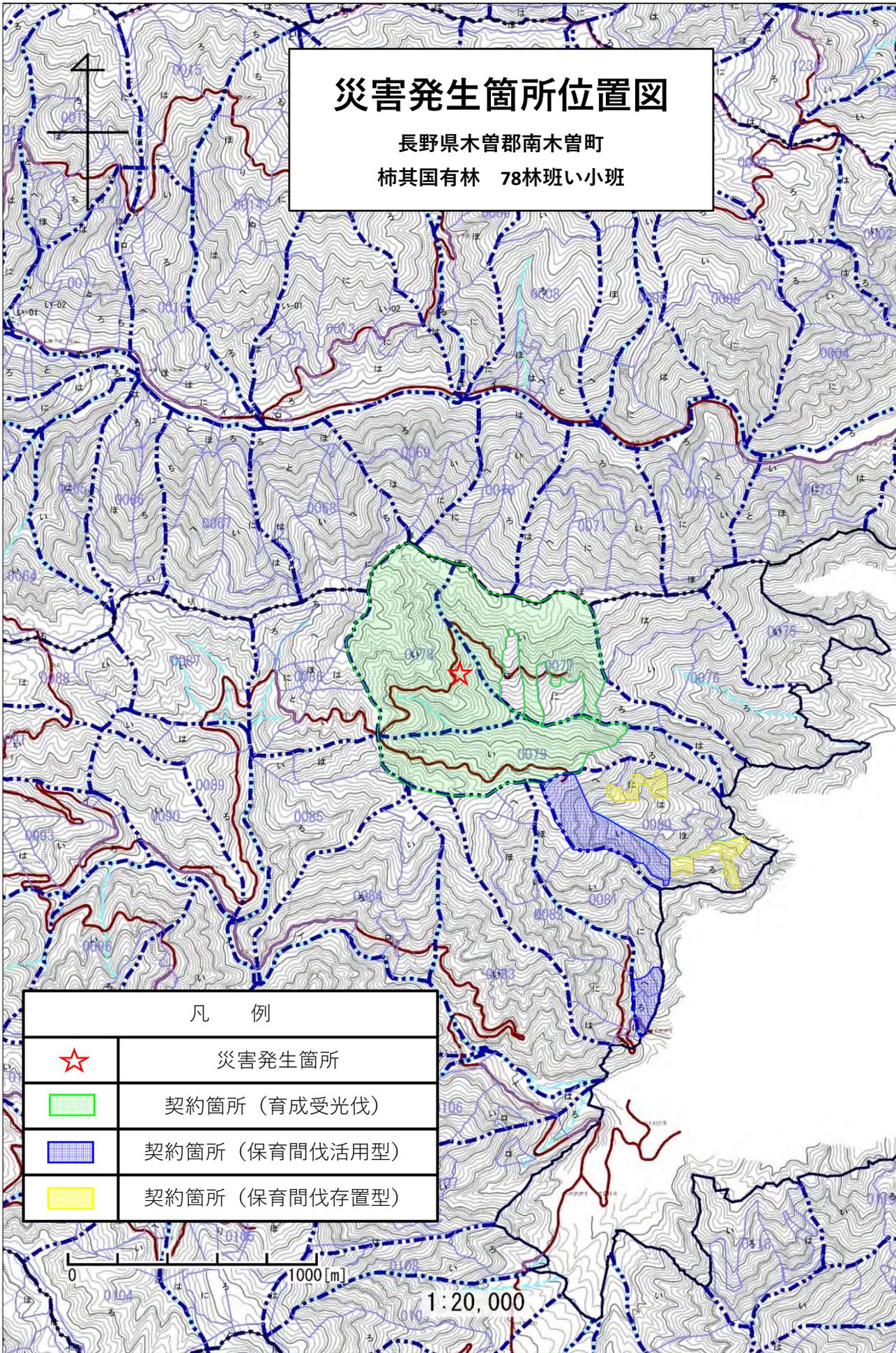
災害発生箇所位置図（縮尺1/300,000）
 （長野県木曾郡南木曾町 柿其国有林 78林班い小班）



	各機関	距離 (km)	時間 (分)
災害発生箇所 からの 距離及び時間	木曾森林管理署南木曾支署	16.9	29
	木曾警察署	44.7	61
	南木曾町交番	16.6	29
	木曾消防署	39.5	53
	木曾消防署南分署	16.3	27
	県立木曾病院	41.7	56
	伊那中央病院	74.0	95

災害発生箇所位置図

長野県木曾郡南木曾町
柿其国有林 78林班い小班



凡 例

	災害発生箇所
	契約箇所（育成受光伐）
	契約箇所（保育間伐活用型）
	契約箇所（保育間伐存置型）

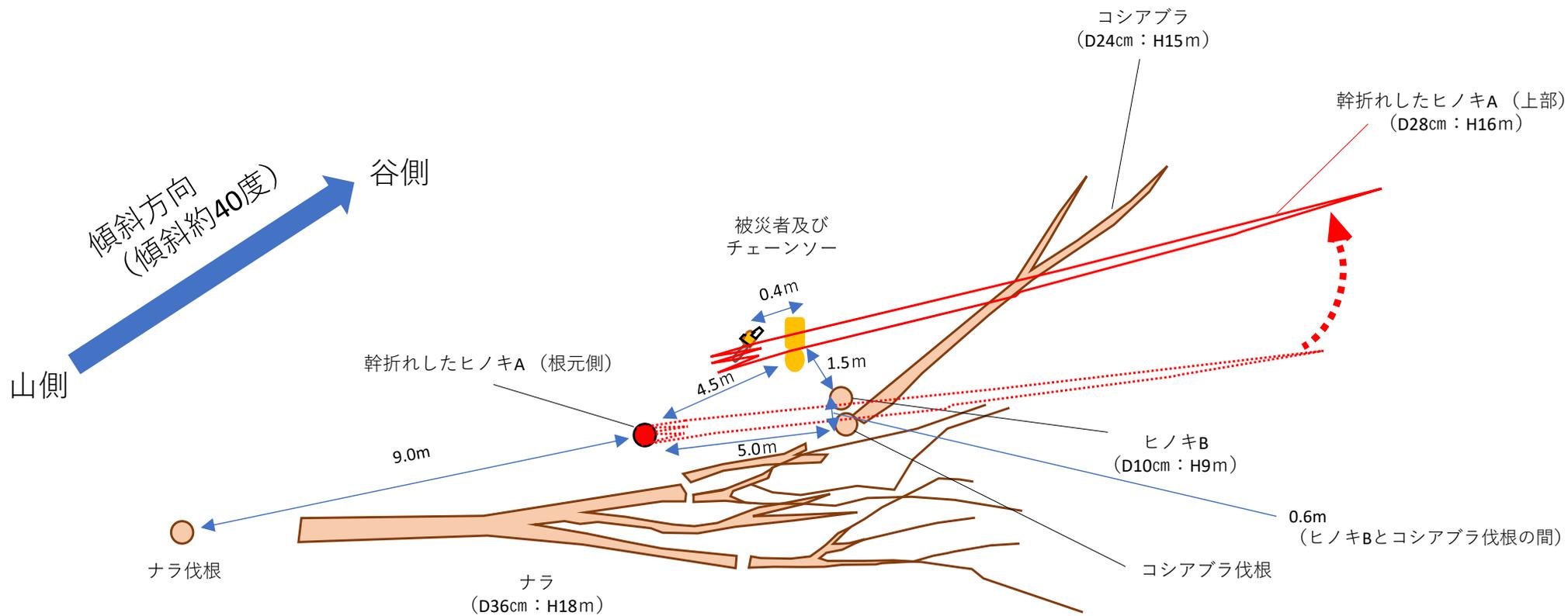
災害発生箇所位置図 木曽郡南木曽町 柿其国有林 78林班い小班

凡 例	
☆	災害発生箇所
A	同僚 A (現場代理人)
B	同僚 B
○	別作業の同僚
—●—	集材線
●	タワーヤード
■ (緑)	契約箇所 (育成受光伐)
■ (青)	契約箇所 (保育間伐活用型)
■ (黄)	契約箇所 (保育間伐存置型)

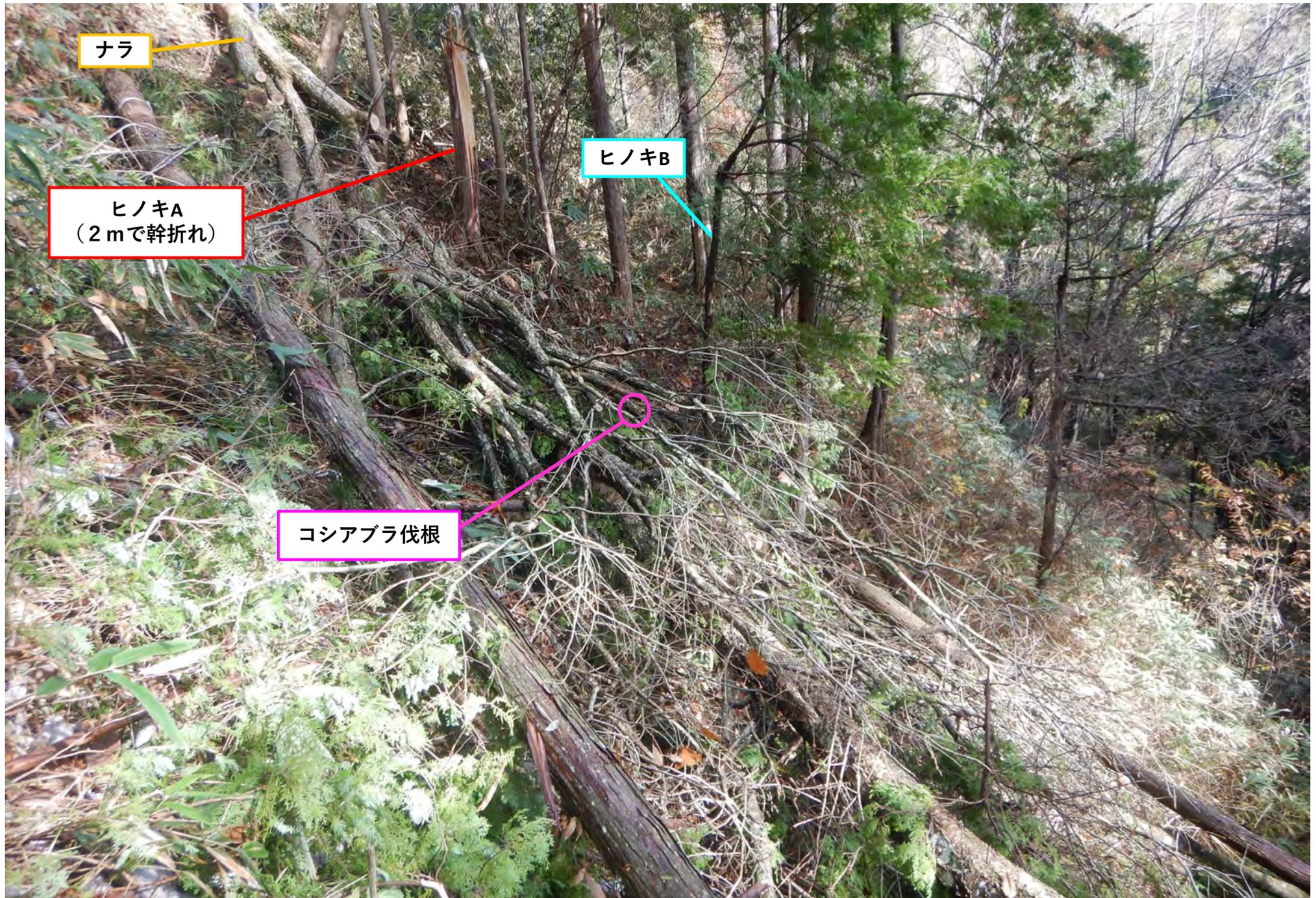
被災者からの距離	各作業従事者	距離
	同僚 A (現場代理人)	30m
	同僚 B	80m



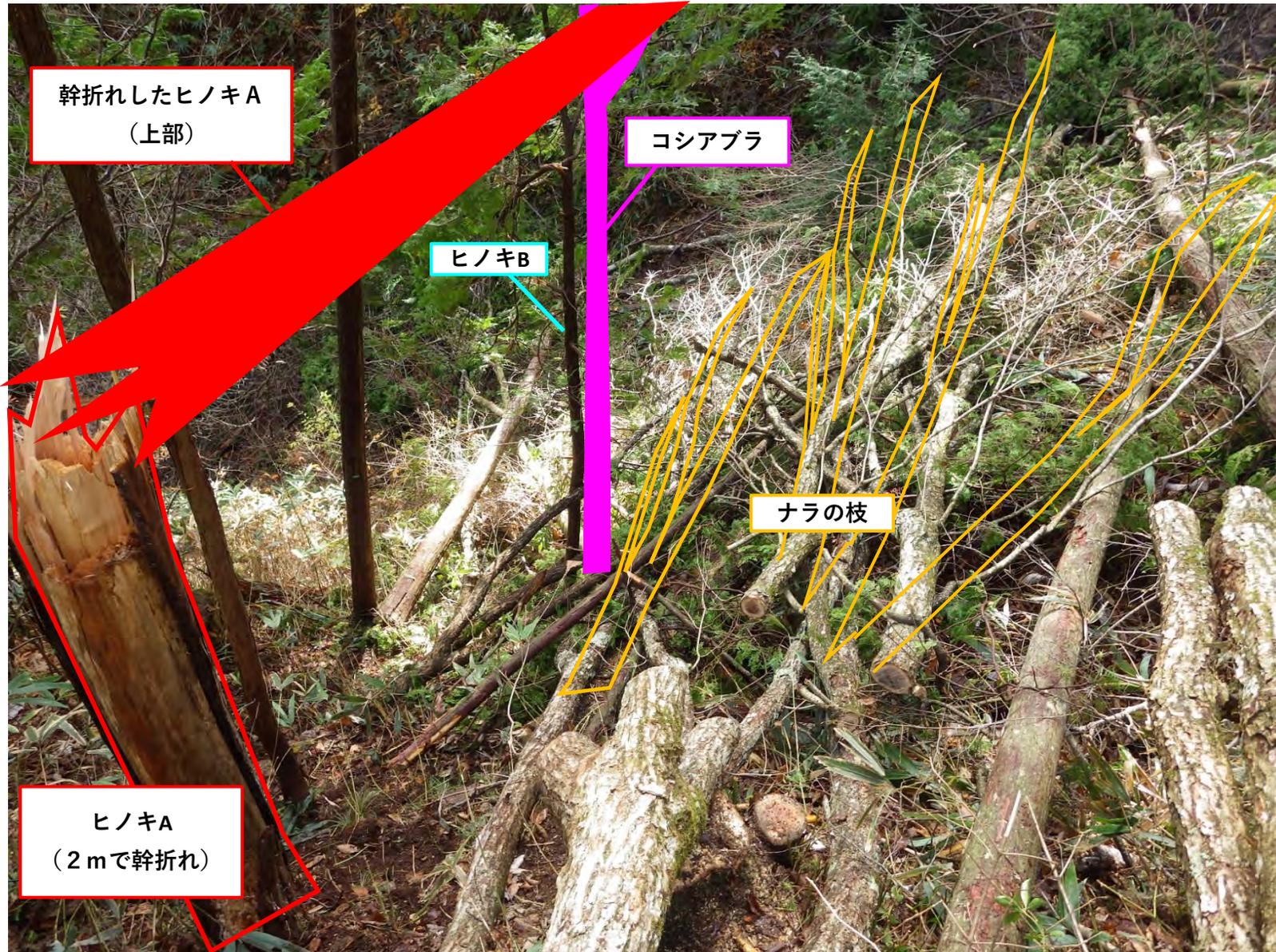
災害発生箇所 見取り図 (平面図)
木曾郡南木曾町 柿其国有林 78林班い小班



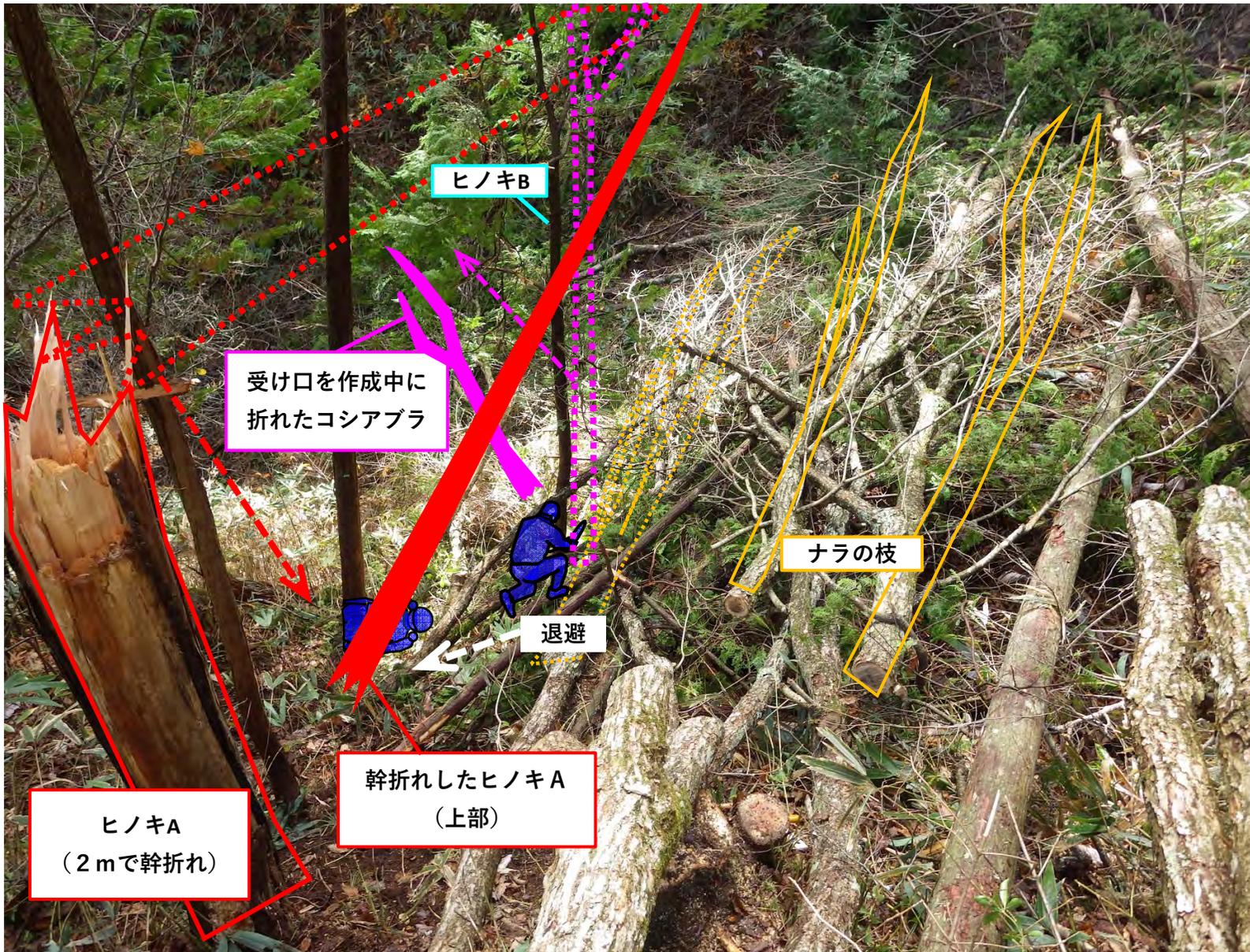
災害箇所状況写真（全景）
（木曽郡南木曽町 柿其国有林 7 8 林班い小班）



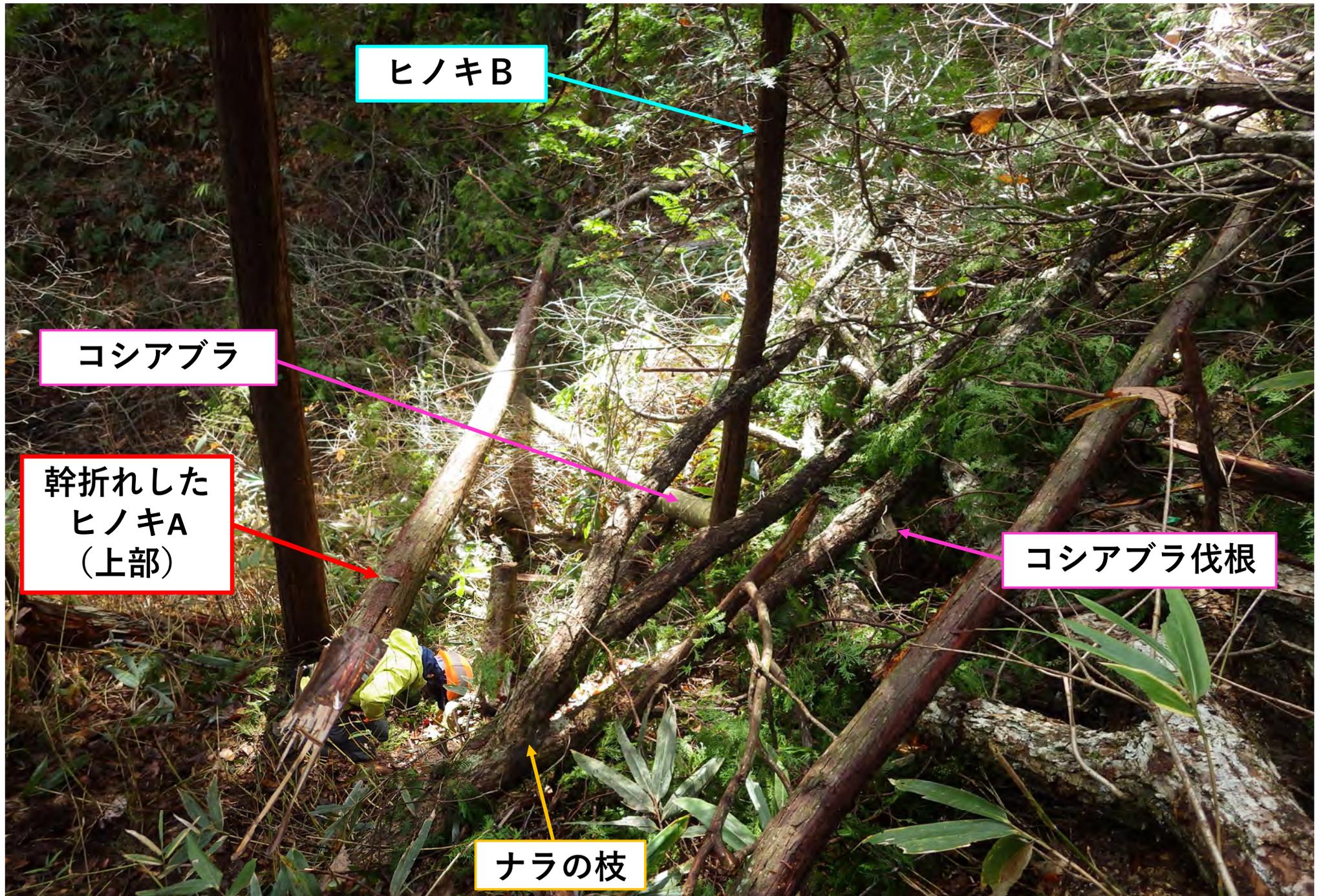
災害箇所状況写真（災害発生前）
（木曽郡南木曽町 柿其国有林 7 8 林班い小班）



災害箇所状況写真（災害発生後）
（木曽郡南木曽町 柿其国有林 7 8 林班い小班）



災害箇所状況写真（発見時・再現）
（木曽郡南木曽町 柿其国有林 7 8 林班い小班）



災害箇所状況写真（コシアブラ伐根）
（木曾郡南木曾町 柿其国有林 7 8 林班い小班）

